

『婦女鑑』の例話の出典

越 後 純 子

お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科

『人間文化創成科学論叢』第15巻（2012年）

2013年3月発行 抜刷

『婦女鑑』の例話の出典

越後純子*

Sources of the Exempla Constituting *Fujokagami*

ECHIGO Junko

Abstract

Fujokagami (1887) is a morals textbook for girls written in a biographical style, compiled by Shigeki Nishimura, an official in the Department of the Imperial Household, according to the wishes of Empress Haruko, the wife of Emperor Meiji. It is composed of 120 exempla of women in six volumes.

To clarify the characteristics of this textbook, this study examines the composition of the sources of exempla used in the manuscript and the method of selecting them from each source.

The results show that the sources include various books such as Japanese biographical and historical books, Chinese women's biographies, a Western biographical encyclopedia of women, and translated morals textbooks. The diversity of these sources has resulted in the formation of the distinguishing features of *Fujokagami*. In addition, the compiler, while selecting the exempla from these books, has adopted not only common contents about filial duty, chastity, and maternal affection but also other contents about various items of virtue and groups of distinctive exempla. It is concluded that this variety also has led to the distinguishing features of *Fujokagami*.

Keywords: *Fujokagami*, Shigeki Nishimura, morals textbook, sources, exempla

はじめに

『婦女鑑』(1887(明治20)年)は、明治天皇の皇后の内意を受けて、宮内省文学御用掛であった西村茂樹によって編纂された、列伝形式の女子用修身書である。天皇の内意で元田永孚が中心となり編纂した『幼学綱要』(1882年)の補遺として作成され、華族女学校の教科書に充てる目的も有し、実際に皇后が行啓し生徒に下賜したという成立事情を持つ書物である。全6巻で120話(和34、漢33、洋53)、126人の女性の話を掲載しているのは、当時としては大部な構成である。徳目分類・訓言などは無いが、編纂稿本により、12の徳目(孝行・友愛・婦道・勤儉・慈善・母道・忠誠・愛国・識見・才学・処変・雑徳)によって構成されていることが判明している¹。

明治前期の列伝形式女子用修身書では、日本の女性のみを採り上げた書が主流で、徳目分類されている書の掲載徳目を見ると、孝・貞・母に関する徳目か、それに加えて平安時代等の女性文学者等を扱った「才芸」や武士の妻の「節義」を採り上げた書が多いという傾向があり、これと比べ『婦女鑑』では、和漢洋の多くの女性を採り上げていることや、当時としては多様な徳目内容を扱っていることが特質である²。また、このような特質と編者西村茂樹の関係についても別稿で論じたところであるが³、草稿段階で編者がどのような本を参考にしてたのか、ということも注目すべき点である。

『婦女鑑』の各例話の出典名は、宮内庁書陵部所蔵の編纂稿本の一つである「婦女鑑原稿」に記載がある。既

キーワード：『婦女鑑』、西村茂樹、修身教科書、出典、例話

*平成21年度生 人間発達科学専攻

に西谷成憲の先行研究の中の「例話出典の検討」という節で、各出典について詳しく調査されており、概観できる⁴。そこでの結論としては、「明治13年以降の文部省教科書取調で小学校、中学校、師範学校の教科書として許可或いは口授用書に認可されたものを、例話出典選択の中心においていたと考えられる。加えて、学制期に刊行された修身書、あるいは江戸期に刊行された人物主義の歴史書や教訓書などに困っている」とこと、『列女伝』から「撃嬖伝」（悪女を集めた巻）を除いていることから「敢えて勸善懲悪の方針をとらず、あくまで婦女子の模範となる善行の女性のみを教示しようとした姿勢がうかがえる」との2点が指摘されているが、更に指摘すべき点もあると思われる。また、例話内容と関連させての考察は行われていない。

そこで本稿では、編者がどのような本を参考にしたのか、という出典の構成と、その中からどのような例話を集めて採用したか、という例話の選択の両者について検討することによって、上述の『婦女鑑』の特質等と、例話の出典に、どのような関連があるのかについて論じたい。

1 出典の構成

(1) 和漢洋別の出典構成

『婦女鑑』の各例話の出典名は、宮内庁書陵部所蔵の編纂稿本の一つである「婦女鑑原稿」に記載がある。出典元の文章と『婦女鑑』の文章を比較すると、文章自体は同一ではない。これは、例えば『野史』や中国の列女伝類は漢文である等の理由もあると思われるが、華族女学校の生徒向けであることを意識してか、全体として風雅な文体で、説明が付加されたり、長い話が縮められたりもされている。西村茂樹は、宮内省において複数の属僚を従えて編纂作業を行っており、この作業には西村と属僚らが当たったと思われる⁵。各出典の概要や、出典における例話の題目・徳目分類等については、上述のとおり、西谷成憲の先行研究における、「例話出典の検討」という箇所において詳細に示されているので、本稿での説明は最小限に止め、出典構成の特徴等を指摘することに努めたい。

まずは、全体の傾向を知るため、「婦女鑑原稿」に記載された出典名（*Woman's Record*を除く。ただし「劉向列女伝上」「同下」は出典を確認すると「新続列女伝」の上と下を指すと分かるため「新続列女伝」に含めた）と採用例話数を和漢洋別にまとめた。なお、一つの出典名しか記載されていない場合でも他の出典にも同じ例話が掲載されていることがあるが、これについては後述する。

表1 『婦女鑑』の和漢洋別例話出典名と採用例話数

日本 34話		中国 33話		西洋 53話	
野史	11	劉向列女伝（続列女伝を含む）	22	修身鑑	15(17)
女子立志篇	8	新続列女伝	10	<i>Woman's Record</i>	13
姫鑑	6	閨媛典鈔録	1	西洋品行論	10
夜鶴集	4	宋史	1	西洋列女伝	8
一話一言	2			修身教訓	2
畸人伝	1			勸懲雑話	1
小学読本	1			童蒙教草	1
空中齊草鈔	1				
大日本史列女伝	1				
女鑑	1				

※稿本「婦女鑑原稿」の記載による（*Woman's Record*を除く）。2つの出典名が記されている5話については重複して掲載した。出典名の記載が無い例話が4話、「婦女鑑原稿」に草稿自体が無い例話が1話ある。以上により、合計の例話数とは一致しない。推測できる出典がある場合はこれを加えた数をカッコ内に示した。

(2) 日本の例話の出典

日本の例話の中で、最も多くの話が採用されているのが飯田忠彦修『野史』（1851（嘉永4）年序、別名『大日本野史』）である。全291巻100冊で、『大日本史』の後を受け明徳～文政年間の約420余年を紀伝体で記した歴

史書である。『婦女鑑』での採用は11話（孝行1、婦道4、母道1、忠誠1、識見2、処変1、雑徳1）で、「孝子列伝」から1話（『婦女鑑』では孝行）、「徳川外戚伝」から2話（『婦女鑑』では識見）の他は、女性のみを扱った「貞烈列伝」（3巻）から採用されている。

次に多いのが「女子立志篇」（上野理一⁶編纂兼出版人、干河岸貫一・関徳校閲『皇朝女子立志編』（1883（明治16）年）のこと）である。全3巻で、緒言に、干河岸貫一の『日本立志編』の欠を補い、孝貞節操才芸母則の著しいものを蒐輯したこと、中小学校の生徒に女子の道を教え志を大に立てさせるものであること、素材は正記に拠りとったこと、などが記されている。編者の言が各例話の末尾に付された構成となっている。『婦女鑑』での採用は8話（孝行1、婦道1、勤儉2、母道1、識見1、処変2）である。他に、『婦女鑑』で他の出典からの採用となっている同じ話が10話ある。

続いて多いのが「姫鑑」（中村楊齋著『比売鑑』（紀行篇は1712（正徳2）年）のこと）である。述言篇12巻、紀行篇19巻から成り、紀行篇には和漢の女性の話が多数掲載されており、近世の列伝形式の女訓書の代表作の一つである。『婦女鑑』での採用は6話（孝行1、母道2、処変3）である。

他に、『婦女鑑』での採用は1～4話と少数であるものに、近藤武群編『夜鶴集』（1828（文政11）年序。『婦女鑑』での採用は4話（婦道2、識見2））、大田南畝『一話一言』（1775（安永4）年頃-1822（文政5）年頃執筆。『婦女鑑』での採用は2話（婦道1、忠誠1））、「畸人伝」（伴蒿蹊『近世畸人伝』（1790（寛政2）年序）のこと。『婦女鑑』での採用は1話（婦道））、榊原芳野・那珂通高・稲垣千穎編『小学読本』（文部省、1875（明治8）年。『婦女鑑』での採用は1話（慈善））、本阿弥長識鈔『空中齋草鈔』（吉川半七、1884（明治17）年。本阿弥光甫（1601-1682）『本阿弥行状記』の抜粋。『婦女鑑』での採用は1話（識見））、「大日本史列女伝」（『大日本史』の一部（巻224）。『婦女鑑』での採用は1話（才学1））、「女鑑」（浅井了意編とされる『本朝女鑑』（1661（寛文元）年）のこと。『婦女鑑』での採用は1話（才学1））、がある。

以上を見ると、日本の例話の出典として使用された書物は、近世の伝記類・歴史書が多いことが分かる。特に、『野史』からの採用が注目される。『野史』は、江戸期には100冊のうちの一部が印刷され、稿本の謄写、仁孝天皇の天覧もなされていた。明治期には、著者が生前有栖川宮に仕えていたことから1870（明治3）年に宮家蔵版で刊行の手続きがなされたが、太政官から国史編集の参考のため献納を命じられ宮家での印刷は中止⁷、ただし、内務省の『版權書目』の「明治九年五月分」に「大日本野史」（訓点者 清水彦介・飯田文彦（養子＝筆者註）、著者 飯田忠彦、出版人 飯田文彦）とあり⁸、また、「明治九年文部省交付」の朱印がある、版心に「勸学校蔵」とある活字本の一部が国立国会図書館に所蔵されていることから、この頃に刊行されたと見られる。また1881-1882（明治14-15）年刊行のもの（飯田忠彦修、飯田文彦訓点、竹中邦香校、国文社）には熾仁親王から下賜された序が付されている。『野史』が『婦女鑑』の例話の出典として多く使用された要因の一つには、本書がこのように皇室や太政官とも関係のある書物であったことが考えられる。西村が『婦女鑑』の編纂を命じられる以前に編纂の長となっていた記録がある川田剛は、太政官修史館勤務の経歴のある漢学者であり、川田の『婦女鑑』編纂への具体的な関わりは不明なもの⁹、日本の例話の資料収集において川田の影響も多少引き継いだ部分があるのではないかと思われる。また徳田進の研究によると、『幼学綱要』の日本の例話には「大日本史、野史、日本外史、扶桑蒙求の類から採ったものが見出せる」¹⁰とあり、『幼学綱要』の編纂において『野史』が出典として使用されていたことも大きな要因として挙げられよう。

(3) 中国の例話の出典

中国の例話の多数を占める出典が、劉向撰『列女伝』（前漢時代に成立、7巻）に「続列女伝」（撰者不明）1巻が付されているものである。『婦女鑑』での採用は22話（うち『列女伝』は19話（孝行2、婦道1、母道6、識見7、処変1、雑徳2）、「続列女伝」は3話（慈善1、母道1、処変1））である。日本では1653-1654（承応2-3）年に『劉向列女伝』として、上述の8巻（内題は『新刻古列女伝』）に『新続列女伝』（内題）上・中・下が付され出版された。この『新続列女伝』には、明代までの例話と朝鮮の例話が収められており、『新続列女伝』は朝鮮舶載本に手を加えて日本の書肆が上述の8巻に恣意に付した書と推測されている¹¹。『婦女鑑』での採用は10話（婦道1、母道3、識見1、才学1、処変4）である。

この他、採用1話ずつのものに、『閨媛典鈔録』と『宋史』がある。前者は、先行研究では不明とされていた

が、『閨媛典』（全376巻、122冊、清の蔣廷錫等撰、清代までの女性の列伝）の抄録と思われる。『婦女鑑』での採用は1話（婦道）である。また、後者については先行研究では触れられていないが、『宋史』の中の列女伝（列伝巻第209）のことであり、『婦女鑑』での採用は1話（処変）である。

以上のように、中国の例話は列女伝類から採用されている。劉向『列女伝』は、古来日本に影響を及ぼしてきた書物であり、特に近世に入り、これに倣って『本朝列女伝』『本朝女鑑』等の同類書が出版され、列伝形式の女訓書・修身書の系譜を形作ってきた古典である。『婦女鑑』の出典としてこれが使用された背景としては、一つには、『幼学綱要』においても『列女伝』の例話が採用されていること、そしてもう一つには、編者西村が、人々が長い間尊崇してきた書物を徳育に使用することをよしとする考えを持っていた¹²、ということも関係していると思われる。

(4) 西洋の例話の出典

西洋の例話の出典で最も多いのが、中川元訳述、中村正直閲、中島雄校正『修身鑑』（全7巻、普及舎、1878（明治11）年¹³）である。版心に「東京女子師範学校」とあるのは、1875-1880年に同校の摂理であった、校閲者の中村正直との関係からかと推察される。訳者中川元は1870年に大学南校に入りフランス学を修め、その後1874年文部省11等出仕、外国語学校勤務を命ぜられ、1878年からは師範学科取調のためフランスへ派遣された、文部省の官僚である¹⁴。例言には、フランス人バルロオー編纂の「モラル・プラチック」が原書とあり、原序には、小学の課業書となすために編したことが記されている。この「モラル・プラチック」自体については先行研究では説明がなされていなかったが、今回の調査で、Th. H. Barrau, *Livre de morale pratique, ou choix de préceptes et de beaux exemples, destiné a la lecture courante dans les école et dans les familles* (Nouv. éd., Paris: Hachette et C^{ie}, 1872)¹⁵であることが分かった。『婦女鑑』での採用は、15（出典の記載が無いが『修身鑑』と推測できるものを含めると（=以下同様）17）話（婦道1、慈善9（10）、忠誠1、処変1、雑徳4）である。

ところで、「婦女鑑原稿」に出典名ではなく漢数字だけが記載されている西洋の例話が13話ある。先行研究では不明とされていたが、今回調査した結果、これらの例話の出典がSarah Josepha Buell Hale, *Woman's Record; Or, Sketches of All Distinguished Women, from the Creation to A.D.1868. Arranged in Four Eras. With Selections from Authoresses of Each Era* (3rd ed., rev., New York: Harper&Brothers, 1870)¹⁶であることが判明した。「婦女鑑原稿」に記載されている漢数字は、本書のページ数を示している。編纂稿本「婦女鑑原稿」と「婦女鑑西洋篇草稿」には、編纂・修文・校文の人名のほかに「翻訳 坂田伝蔵」という記載があるため、翻訳作業には坂田が関係したのではないかと考えられる。『婦女鑑』での採用は13話（婦道2、慈善4、忠誠1、愛国2、才学3、雑徳1）である。

その次に多いのが、スマイルズ著、中村正直訳『西洋品行論』（全12冊、珊瑚閣、1878-1880年）である。「第二編 家ノ勢力」「第五編 剛勇ヲ論ズ」「第十一編 婚姻ノ伴侶」から『婦女鑑』に10話（婦道3、慈善1、母道3、処変3）採用されている。

続いて多いのがエリッサベス・スターリング著、宮崎嘉国訳、片山淳吉閲『西洋列女伝』（全2巻、錦森堂、1879年）である。緒言には、「ノーブルチーズ、ヲフ、ウーマン」の抄訳であること、女子教育に急務とする者を取り勇女列婦の如きは省いたこと、等が示されている。孝行・友愛・貞操・慈母の4部構成で、『婦女鑑』での採用は8話（孝行1、友愛2、婦道3、処変2）である。本書の原典である *Noble Deeds of Woman*¹⁷は15の徳目によって構成されているが、このうち上記の4徳目に関係する話が抄訳されているものである。

その他、例話採用が1～2話と少ないものに、コウドレイ編、宮崎駿児訳『修身教訓』（文部省、1877年。『婦女鑑』での採用は2話（孝行1、慈善1））、「勸懲雑話」（ドラバルム著、和田順吉訳、石橋好一訂『訓蒙勸懲雑話』（文部省、1875年）のこと。『婦女鑑』での採用は1話（孝行））、チャンブル著、福沢諭吉訳『童蒙教草』（福沢諭吉、1880年再版。初版は『童蒙をしへ草』尚古堂、1872年。『婦女鑑』での採用は1話（慈善））がある。

以上のように、西洋の例話は、洋書を除くと、明治初期の「翻訳修身教科書」と言われる部類の書を多く出典としている。これらの訳・閲を行った人物を見ると、中川元は西村の文部省勤務時代の文部官僚、中村正直と福沢諭吉は、西村とともに明六社を結成した社員、『婦女鑑』編纂後であるが宮崎嘉国の関係した他書¹⁸の題辞を中村正直が書いており、片山淳吉は文部省編輯寮で物理教科書『物理階梯』（文部省、1872年）を編纂、西村も

片山の『物理階梯附録』（1879年序）を1882年に皇后に進講したことがあり¹⁹、宮崎駿児と片山淳吉は、西村も関係した文部省における『百科全書』の翻訳²⁰に関わっている。また、『修身教訓』と『訓蒙勸懲雑話』は西村の文部省勤務時代に文部省から刊行されている。つまり、『婦女鑑』の西洋の例話の出典には、西村と直接・間接につながりがある書物が使用されている、ということが指摘できるのではないかとと思われる。また、別稿でも指摘したが²¹、『修身鑑』『西洋品行論』『訓蒙勸懲雑話』は、西村が文部省において自ら選録した『小学修身訓』（文部省印行、1880年）の嘉言の出典にもなっており、以前から参考にしてきた書物を『婦女鑑』編纂にも利用したとすることができる。

2 例話の採用

それでは、出典とされた著作の中で、どのような例話を選択されたのであろうか。以下では、和漢洋別に主要な出典について検討する²²。なお、『婦女鑑』に掲載されている話については『婦女鑑』での例話名を記すこととする。

(1) 日本の例話

『野史』全291巻の内訳は、本紀21巻・列伝270巻で、列伝には、武将・文臣・武臣・儒林・逆臣等が掲載され、中でも武将・武臣の列伝が多くを占めている。女性は、主に皇族の列伝（「后妃列伝」「皇女列伝」と、女性のみを扱う「貞烈列伝」）に掲載されており、他に「徳川外戚列伝」や「孝子列伝」などの中にも多少掲載されている。『野史』から『婦女鑑』に採用の11話中8話は、「貞烈列伝」（巻268～270）から採用されている。巻268は江戸期以前の話で、武士の妻の、特に戦時に自殺するなどの話が多く、その代表格のような「細川忠興の妻」（『婦女鑑』では（＝以下略）処変）が採用されたと見られる。他の2巻は江戸期の話（年代が記載されているもの）であり、巻269では貞節・勇烈・才芸の話がほとんどの中で、「稻生恒軒妻波留子」（家の中のことを全てよく治めた話。婦道）と、潔白・正直を扱った「老婆亀」（雑徳）を採用しているのは特殊である。続く巻270でも、婦道、貞節、忠節、子の教育、才芸などの話が挙げられている中から、「綾部道弘妻志知子」「黒柳孝女」「佐瑣女」（以上婦道）「湯浅元禎母」（母道）といった、家の中をよく治め夫や子をよく世話・訓戒したという話を採用しており、特に、このような、子の教育を含めた婦道全般をよく行う女性を抽出している傾向を窺うことができる。近世の列女伝類の代表作（『本朝女鑑』（1661年）、黒沢弘忠『本朝列女伝』（1655年序）、『比売鑑』（紀行篇は1712年）等）と比べて後発であることもあり、『野史』からは、これらに掲載の例話よりも比較的新しい江戸中期の話を採用したことになる²³。

次に、『皇朝女子立志編』には徳目分類は無いが、緒言で「孝貞節操才芸母則」と言うように、実際の例話内容を見ても、孝・貞・母・才・武家の妻、に関する例話が多い。『婦女鑑』で採用の例話も大体は同様であるが、特徴的なのは、『婦女鑑』における「勤儉」の2話全てが採用されていることである。『皇朝女子立志編』巻3にはほぼ孝・貞の話が多い中で、身寄りのない姉妹が力を合わせる「鐘尾ふで女姉妹」、夫の死後一家を再興する「二村清助妻衛女」という、この巻では少し特殊な例話が採用されており注目される。また、本書は幅広い時代の例話で構成されているが、『婦女鑑』では「衣縫金継女」（古代）以外は近世の話を採用している（年代不明の話を除く）。また本書は明治期と思われる例話が少数含まれる特色も持っているが、そのような新しい例話は採用していない。

なお、日本の例話では、出典としての記載の有無に関わらず、出典相互に重複して掲載されている例話も多い。日本の例話出典の上位3書（『野史』『皇朝女子立志編』『比売鑑』）の2書以上に重複して掲載されている話で『婦女鑑』に掲載されているものを見てみると、例えば「清水太郎左衛門母」（子を誡めた母。母道）「鳥井与七郎妻」「細川忠興夫人」（以上、戦時の貞烈。処変）は3書ともに掲載、「衣縫金継女」「福依売」（以上、古代の孝行話。孝行）、「三宅重固妻田代氏」「稻生恒軒妻波留子」「綾部道弘妻志知子」「湯浅元禎母」（以上、婦道全般（子の教育を含む）をよく治めた妻・母。婦道・母道）や「佐瑣女」（夫の看病話。婦道）、「鈴木宇右衛門妻」（飢饉時の救済話。慈善）、「楠正行母」（子を誡めた母。母道）、「奥村助右衛門妻」（戦時の勇烈。処変）なども2書で登場している。逆に重複して登場していながら『婦女鑑』では採用されていない話について見ると、例えば「橘逸勢

女」「上毛野形名妻」「北条時頼母（松下禅尼）」といった例話は、『幼学綱要』の方に採用されていることがその理由として挙げられる。『婦女鑑』の凡例には、『幼学綱要』に掲載済みのものは重複するので採用しないことが記載されている。他には、武士の妻等が戦時に自殺する話（「山名氏清妻」「武田勝頼妻」「奈良左近妹」「松田将監妻」等）が、『婦女鑑』では上記の鳥井・細川の話以上には列挙されていないことも指摘できるが、同類の例話を『新続列女伝』から2話（「韓氏女」「蘭氏」以上処変）採用しているため、このような類の例話は日本の例話としては数を絞って採用したことが窺える。また、「瓜生保母」「那須五郎母」（以上、子の戦死と母の忠義心）といった例話が『婦女鑑』で上記の楠の例話と列挙されていないのは、子を通した忠君を殊更強調しようとした訳ではないことを示すものと見るができる。

(2) 中国の例話

『列女伝』は、劉向が前漢末期の、特に「成帝の外戚尊重、寵姫との乱行に心痛し」撰したものとわれ、内容としては、「壮烈な言動で世人を圧倒し、美德・悪徳」の発揮によって名を成した女性の事蹟が掲載されている²⁴。徳目構成は、母儀・賢明・仁智・貞順・節義・弁通・擊嬖（悪女の話を集めたもの）で、「擊嬖伝」の話は『婦女鑑』には採用されていない。以下、徳目別に『婦女鑑』への採用を見ると、最も多いのが「母儀伝」からの採用で、単に子を教育したという話ではなく、強く子を教え正したエピソードを持つ母の話が採用されている。次に、「賢明伝」と「仁智伝」の例話が、『婦女鑑』で「識見」の話として多く採用されていることが特徴として挙げられる。「賢明伝」は、主に夫をさとし成功した話（「斉桓姫」「晋文齐姜」）、「仁智伝」は、女性の方に先見の明があり良くも悪くも予言が当たる話（「曹嬴氏妻」「晋羊叔姬」「魯漆室女」「趙将趙括母」）である。また、「貞順伝」には自殺や自傷等に至る話も多い中、『婦女鑑』では、言論で貞節を守った話（「楚平伯嬴」処変）と、病夫との離婚を断る話（「蔡人之妻」婦道）を採用している（自殺に至る話は『新続列女伝』の方から2話採用（上述））。「節義伝」でも「義」のために自殺するといった激しい話が多いが、『婦女鑑』で採用しているのは継母子の「義」について話（「珠崖二義」「齐義継母」孝行・母道の話として採用）である。また、「弁通伝」に属する例話を『婦女鑑』では「雑徳」の中に入れて採用しているのも特徴の一つである。以上のように、『列女伝』からは、激烈な貞・節義の例話は量的には比較的抑えて採用されている。そして、孝・貞・母以外の徳目に関する例話も『婦女鑑』の「識見」「雑徳」等の中で採用されていることは注目すべき点であると言える。

(3) 西洋の例話

まず、『修身鑑』からは、巻1～5の女性の話の多くが『婦女鑑』に採用されている。例話の分類内容から徳目を見ると（例えば、「メントノンノ事」は「第二款 質直ヲ論ズ」の中にある例話であるため、「質直」とする。）、質直（^{メントノン}綿多嫩）雑徳、無欲（^{シユワツツブルグ}蘇瓦突堡の女侯）処変、質素（^{コルネリ}哥爾涅利）雑徳、忍耐（^{コルネリ}仁恵婦女社の看護人）雑徳、勇氣（^{シユワツツブルグ}蘇瓦突堡の女侯）処変、信義（^{マルグ リト}馬屈利多）婦道、誠実（^{ロン ギウキョル}倫屈維爾の女侯）雑徳、仁恵（^{バルロー}拔婁）「厚瓦徳の妻」「少女馬利」「担水夫惹克面の妻」「利禰」「維匡」以上慈善、「白倫透」忠誠、仁義（^{デト リモン}特多里蒙）「瓊姫」「聚侃」以上慈善）、である。このような徳目があり、そこに女性の例話があることが特徴である。本書が男女共用の本であることも要因の一つであろう。このような孝・貞・母等ではない独特の内容の例話を、『婦女鑑』では主に「慈善」や「雑徳」等の例話として採用している。

次に、*Woman's Record*は、4つの時代別（①キリスト生誕まで ②～1500年まで ③1500～1850年までの故人 ④生きている人々）にアルファベット順に女性を掲載した、約900頁（補遺・資料等も含む）にも及ぶ、女性の人名事典のような構成になっている本で、『婦女鑑』に採用の13話は全て上記③の時代から選ばれている。芸術家・政治家である夫の助力者となった妻の話（^{アン フラックスマン}安弗拉斯曼）「脱勒邊夫人」以上婦道）、種痘法を広めたり、様々な慈善組織や学校を創設するといった公益を図った話（^{マリ}馬利夫人）「^{イ サベラ グラム}以撒伯拉額拉罕」^{アンナ ウェルソン}「安那」「^{サ ラーベーチエ}維爾孫夫人」以上慈善）、仕えていた王家への忠誠（^{ラム バエー}藍巴耶）忠誠）、戦時の愛国心・武勇（^{カ ロリン ケレシヤ}撒拉倍涉）^{アゴスチナ}「安俄底那」以上愛国）を扱った話、大学の学者、彗星の発見者、詩人となった話（^{ローラ}羅拉）^{カ ロリン ケレシヤ}「加羅林路古勒西」^{ルウレシヤ マリア デヴツ}「路古勒西馬利大 關遜」以上才学）、多妻制を廃させた王妃の話（^{カ マ マル}加馬馬兒）雑徳）という、いずれも和漢の例話には見られない類の個性的な話である。このような話が翻訳してまで『婦女鑑』に採用されたのは注目すべきことである。

『西洋品行論』では、「第二編 家ノ勢力」からは「^{シエフエル}舌弗爾の母」「^{ワシントン}華聖頓の母」「^{ゴエテ}俄義的の母」という「母道」

の話が採用されている。そして、例話でない説明の部分に、婦人の「才智識見」「裁度の智」「聡明才智」といった、『小学修身訓』の嘉言の中にも引用されている内容が書かれている。要するに、子は母の品行によること、幼少時の教えが染み込んで後に出ること、等を述べた内容が多い。次に、「処変」の2話と「慈善」の1話が採用されている「第五編 剛勇ヲ論ズ」の「剛勇」の意味は、男女に限らず「徳善ノ勇」があるのを「極高ノ人物」となす、ということで、その内容は「真理ヲ求メ之ヲ知ルノ勇」「公正ナルベキノ勇」「忠直ナルベキノ勇」「職分ヲ尽スノ勇」「誘惑ニ抵抗スルノ勇」である。全般的に処变的な内容で、『婦女鑑』で採用されている例話内容も、戦で防御した話（「多勒梅兒」^{トレイムイール} 処変）、行方不明の夫の足跡を北海洋に調査発見した話（「佛蘭格林の夫人」^{フランクリン} 処変）、獄中で罪人を教導した話（「撒拉馬丁」^{サラマルティン} 慈善）といった、特殊な話である。「第十一編 婚姻ノ伴侶」からは「婦道」の3話7名（「抜克蘭」^{バックランド}、「呼倍爾」^{フーベール}、「哈米爾敦の妻」^{ハミルトン}、「奈蒲爾」^{ナイプール}、「弥爾」^{ミル}、「発拉第の妻」^{フアラディ}、「任善徳弗の妻」^{ジンゼンドルフ}）と「処変」1話（「葛羅周」^{グロチユース}の妻）夫を脱獄させた話）が採用されている。「婦道」の方は夫の学術・事業の助をなした夫人の例で、他にも同趣旨の話がいくつか掲載されており、説明部分にある「絶好ナル幫助者」「夫ノ従事スル事業ヲ助クル者」という言に集約される。この例話群が除かれずに『婦女鑑』の「婦道」に採用されているのは大きな特徴である。

『西洋列女伝』は、孝行・貞操・友愛・慈母という4部構成で、特に「友愛之部」から『婦女鑑』の「友愛」の西洋の例話（「黒連窩加」^{ヘレンウオーカー}、「百底安波」^{ヘチアムボス}）が採用されているのが特徴である。また、全体的に牢獄、処刑、捕虜、戦等々に関係する悲痛な話が多い中、「孝行之部」からはそれらに関係ない話が、「貞操之部」からは夫と苦境を共にした話などが採用されており、比較的まだその度合いが低いものが選択されているようである。「慈母之部」に関しても一場面の特殊な話が多いためか、『婦女鑑』の「母道」では、前述の『西洋品行論』の例話の方が採用されている。

以上のように、西洋の例話の出典の著書にはそもそも孝・貞・母といった内容ではない徳目に関する例話が多数存在しており、『婦女鑑』ではこれらが「慈善」「忠誠」「愛国」「才学」「処変」「雑徳」といった徳目に関する例話として採用されている。また「婦道」であっても、例えば夫の学術・事業の助をなす妻等の独特な例話群が排除されずに採用されている。このような例話選択が、当時としては多様な徳目・例話内容を包含するという『婦女鑑』の特色を形作っていると言することができる。

おわりに

本稿では、『婦女鑑』の例話の出典について、出典の構成と、その中での例話の選択という、二つの面から考察を加えてきた。

上述のとおり、『婦女鑑』では、日本の伝記・歴史書、中国の列女伝類、洋書や「翻訳修身教科書」といった、女子用に限らないものも含めた、和漢洋にわたる多様な書物が出典として使用されている。この多様さが『婦女鑑』の特質を形作っている一つの要因である。個々について見てみると、『野史』『列女伝』のように、『幼学綱要』で使用されたことが使用理由として考えられる出典もあるが、特に西洋の出典に関しては、西村と直接・間接につながりのある書物や、西村が以前から参考にしてきた書物が多く使用されており、西村の影響が窺われる。

主要な出典からの例話選択を見ると、一般的な孝・貞・母に関する内容はもちろん採用されているが、他の特徴的な点としては以下が挙げられる。まず日本の例話の場合、主に近世中期の、子の教育を含めた婦道全般をよく治めた妻・母等の話が抽出されている傾向が見られる。中国の例話の場合、賢明・仁智・弁通に関する話が『婦女鑑』の「識見」「雑徳」等に採用されている。西洋の例話では、夫の学術上の助をなす妻等の独特な例話群が「婦道」に採用され、また、質直・無欲・質素・忍耐・勇氣・信義・誠実・仁恵・仁義・公益・忠誠・愛国・才学・剛勇・友愛といった内容の話が、『婦女鑑』の「慈善」「忠誠」「愛国」「才学」「処変」「雑徳」の例話として採用されている。つまり、孝・貞・母と同類のものだけを採用しようとしたのではなく、それ以外の様々な徳目の例話や特徴的な例話群も採用したのである。これにより、出典の書物における多様な徳目構成と特徴的な例話内容が『婦女鑑』に反映され、『婦女鑑』の特質につながったと言える。

これには『婦女鑑』の成り立ちや西村の意図との関係もあると思われる。既に別稿で述べているのでここでは詳述しないが、『婦女鑑』は、後に欧化政策の舞台の一つになっていく創立期の華族女学校向けの書物であり、また西村は、それまでの西洋書の翻訳や『小学修身訓』編纂時の経験を踏まえつつ、東西の説を参考に、これか

らの時勢における華族女学校生徒のような階層の女性に応じた徳目内容を考慮して『婦女鑑』を編纂した²⁵。そのため、上述のような、当時の女子用修身書としては多様な徳目構成・例話内容を採用したものと考えられる。

本稿では、出典に焦点を当てて『婦女鑑』を見ることによって、徳目別に例話内容を見るのとは違った視点で『婦女鑑』という書物の持つ特質を再検討することができた。今後は、出典自体の思想や内容の特徴についても更に確認し考察を深めていきたい。また、このような特質を持つ『婦女鑑』が女子教育史上でどのように位置付くのかについて、より広い視点で検討していきたいと考えている。

註

- 1 ①拙稿（浅川純子）「『婦女鑑』の成立事情と徳目構成—編纂稿本と刊本の検討を中心に—」『お茶の水女子大学人文科学紀要』第46巻、1993年、②拙稿「『婦女鑑』の研究—徳目構成と例話内容の分析を通して—」『人間文化創成科学論叢』第13巻、お茶の水女子大学人間文化創成科学研究科、2011年、③拙稿「『婦女鑑』編纂における西村茂樹の関わり」『日本教育史研究』第31号、2012年、④拙稿「『婦女鑑』の下賜と普及」（教育史学会第54回大会（2010年10月）発表配布資料）、参照。
- 2 前掲註1の②、p.213参照。
- 3 前掲註1の③参照。
- 4 西谷成憲「『婦女鑑』に関する研究—草稿本の検討を中心に—」『多摩美術大学研究紀要』第9号、1995年、pp.93-99。
- 5 前掲註1の③、pp.63-64参照。
- 6 編者上野理一（号は有竹）は、朝日新聞の初期の経営者である。
- 7 武田勝蔵『勤王志士野史編者贈従四位飯田忠彦小伝』武田勝蔵、1935年、pp.17-22、pp.68-70。朝倉治彦「『野史』解題」（飯田忠彦著、杉山博監修『大日本野史—戦国の群雄（東国編）』新人物往来社、1971年）pp.249-253。
- 8 内務省『版權書目』第1号、自明治8年10月至明治9年5月（明治文化資料叢書刊行会編『明治文化資料叢書』第7巻—書目編、風間書房、1972年）p.101。
- 9 「婦女鑑編修録」（宮内庁書陵部所蔵「婦女鑑—明治孝節録—出版録」（図書寮、自明治20年至44年）追加第28号）には、西村が編纂を命じられる以前の1882年1月に川田が長となったことが記されているものの、その期間の記録がほぼ空白となっているため状況が不明である（前掲註1の③、p.62参照）。
- 10 徳田進『孝子説話集の研究—近代篇（明治期）—二十四孝を中心に—』井上書房、1964年、p.130。
- 11 山崎純一「『古列女伝校釈』解説試稿」『桜美林大学中国文学論叢』第20号、1995年、pp.105-106。
- 12 前掲註1の③、p.71参照。西村茂樹「貴女の教育」1889年（日本弘道会編『西村茂樹全集』第2巻、思文閣、1976年）p.381。
- 13 旧開智学校所蔵。
- 14 1881年以後は普通学務局勤務、視学官、参事官、高等中学校長などを歴任した。
- 15 国立国会図書館所蔵。
- 16 国立国会図書館所蔵（改訂3版）。
- 17 Elizabeth Starling, *Noble Deeds of Woman: Or, Examples of Female Courage and Virtue*, 7th ed., London: Henry G. Bohn, 1864. (国立国会図書館所蔵)
- 18 宮崎嘉国編『和訳詳解英語女用文かゞみ大全』宮崎嘉国、1887年。
- 19 宮内庁『明治天皇紀』第5、吉川弘文館、1971年、p.692。
- 20 文部省による『百科全書』（分冊本）の刊行は、1873年から1883年にかけて順次行われ、西村茂樹は『天文学』（1876年）、片山淳吉は『植物生理学』（1874年）、宮崎駿児は『南亜米利加及印度地誌』（1878年）を訳している。
- 21 前掲註1の②、pp.213-215。
- 22 『婦女鑑』の徳目別の例話内容の特徴は既に別稿で明らかにしたので、参照願いたい（前掲註1の②、pp.210-212）。
- 23 『野史』に記されている出典によると、巻268は『比売鑑』からの採用が多く、巻269・270では、近世の人物評伝である角田簡大可（九華）撰『近世叢語』（1828年）、同『続近世叢語』（1845年）が比較的多く出典となっており、ここで挙げた婦道全般をよく行う例話群もここから採用されている。
- 24 前掲「『古列女伝校釈』解説試稿」pp.57-58。
- 25 前掲註1の③を参照願いたい。